

平成三十年二月十三日受領  
答弁第四八号

内閣衆質一九六第四八号

平成三十年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日本の首都に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出日本の首都に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

首都を東京都であると直接規定した法令はないが、東京都が日本の首都であることは、広く社会一般に受け入れられているものと考えている。